

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		売買参加者以外の者に対する卸売の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 3 8 条 第 1 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合以外で、売買参加者の買受けを不当に制限することとなるときは、許可しない。 (1) 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生じるおそれがあるとき。 (2) 当該市場の売買参加者に対して卸売をした後、残品を生じたとき。 (3) 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、当該市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては、当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をするとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 令和 2 年 6 月 2 1 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	3 日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		